

第8回コンテンツ流通促進シンポジウム
「著作物の公開利用ルールの未来」

意思表示システムの在り方に関する調査研究

(平成23年度文化庁委託事業「著作物等のネットワーク流通促進のための意思表示システムの在り方に関する調査研究」より)

2013年3月27日

株式会社野村総合研究所
ICT・メディア産業コンサルティング部

小林慎太郎



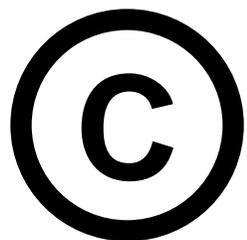
意思表示システムとは？

意思表示システムへのニーズ

調査研究委員会の結論

意思表示システムとは？

あらかじめ権利者が著作物に利用許諾に関する意思表示しておくことで、
利用者が利用の都度、権利者の了解を得ることなく利用できる仕組み



コピーライト
Copyright (C)

すべての
権利を主張

意思表示システムは、
利用許諾の条件を示し、
このギャップを埋める



パブリックドメイン
Public Domain (PD)

すべての
権利を放棄
又は
権利が消滅

意思表示システムの例:

文化庁・自由利用マーク

- 2003年に、文化庁は、わかりやすさ、不正使用による影響等を勘案して、3タイプのマークを作成。



プリントアウト・
コピー・無料配布
OKマーク

そのまま「プリントアウト」
「コピー」「無料配布」をす
る場合に限られる



障害者のための
非営利目的利用
OKマーク

障害者が使うことを目的と
する場合に限り、コピー、
送信、配布など、あらゆる
非営利目的利用を認める



学校教育のための
非営利目的利用
OKマーク

学校の様々な活動で使
うことを目的とする場合
に限り、コピー、送信、配
布など、あらゆる非営利
目的利用を認める

意思表示システムの例：

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)

- 2001年設立の国際的非営利組織「クリエイティブ・コモンズ」が運用する意思表示システム。
- 4種類の条件を示すアイコンを組み合わせて利用する。



表示

作品のクレジットを
表示すること



非営利

営利目的での
利用をしないこと



改変禁止

元の作品を
改変しないこと



継承

元の作品と同じ組
合せのCCライセン
スで公開すること

組み合わせのパターンはいろいろ

ただし個別の条件を付けることはできない。



表示－継承



表示－改変禁止



表示－非営利



表示－非営利－継承

文化庁は、著作者が、よりフレキシブルに利用許諾の条件を表現できる 新たな意思表示システム「CLIPシステム」を2007～2010年に構想

CLIPシステムの基本の6パターン

対象分野 利用形態	すべて (限定なし)	非営利 (非営利目的での利用に限定)	福祉・教育 (非営利の福祉・教育目的での 利用に限定)
改変可 (当該著作権をもとに改変・翻案 等を行って二次的著作物を制作 することを含め、あらゆる形態で 利用できる)			
改変不可 (当該著作権をもとに改変・翻案 等をしないで、全部または一部 をそのまま利用できる)			

CLIPシステムでは、「特則」をつけて、個別の条件を表現できる

特則ありの場合の6パターン

対象分野 利用形態	すべて (限定なし)	非営利 (非営利目的での利用に限定)	福祉・教育 (非営利の福祉・教育目的での 利用に限定)
改変可 (当該著作権をもとに改変・翻案 等を行って二次的著作物を制作 することを含め、あらゆる形態で 利用できる)			
改変不可 (当該著作権をもとに改変・翻案 等をしないで、全部または一部 をそのまま利用できる)			

「特則」により、権利者が、より柔軟に許諾の条件を設定できる一方、利用者は特則をしっかりと理解しないと利用できないトレードオフが生じる

■ 一部適用除外

- 著作物の一部を意思表示の対象外とする特則
- 写真等の第三者が著作権を有する著作物を許諾の対象から除外できる

■ 有効期限

- 意思表示の有効期限(利用可能期限)を設定する特則

■ 条件を緩める特則

- 対象とする利用分野・利用形態以外であっても、一定の条件を満たせば利用を認める特則

■ 条件を厳しくする特則

- 対象とする利用分野・利用形態であっても、一定の条件を満たさない場合は利用を認めない特則
- 改変後の特則の設け方が難しくなる等のため、「改変可」の場合は条件を厳しくする特則は設けられない



「知的財産計画2008」では、意思表示システムの構築、CCライセンスの促進の両方がうたわれた

知的財産推進計画2008

└ 第3章知的財産の活用

└ II. 共通基盤技術の活用を促進する

└ 2. コモンズの取組やオープンソースソフトウェアの活用を促進する

└ (1) コモンズの取組を促進する

└ 2008年度から、各企業等が保有する知財権について、相互運用性の確保等によるイノベーション促進やコンテンツ・環境技術等の相互利用の促進を図るため、既存の知財権制度の利用を前提に、
パテント・コモンズ、**クリエイティブ・コモンズ等の自主的な取組を促す**

└ 第4章コンテンツをいかした文化創造国家作り

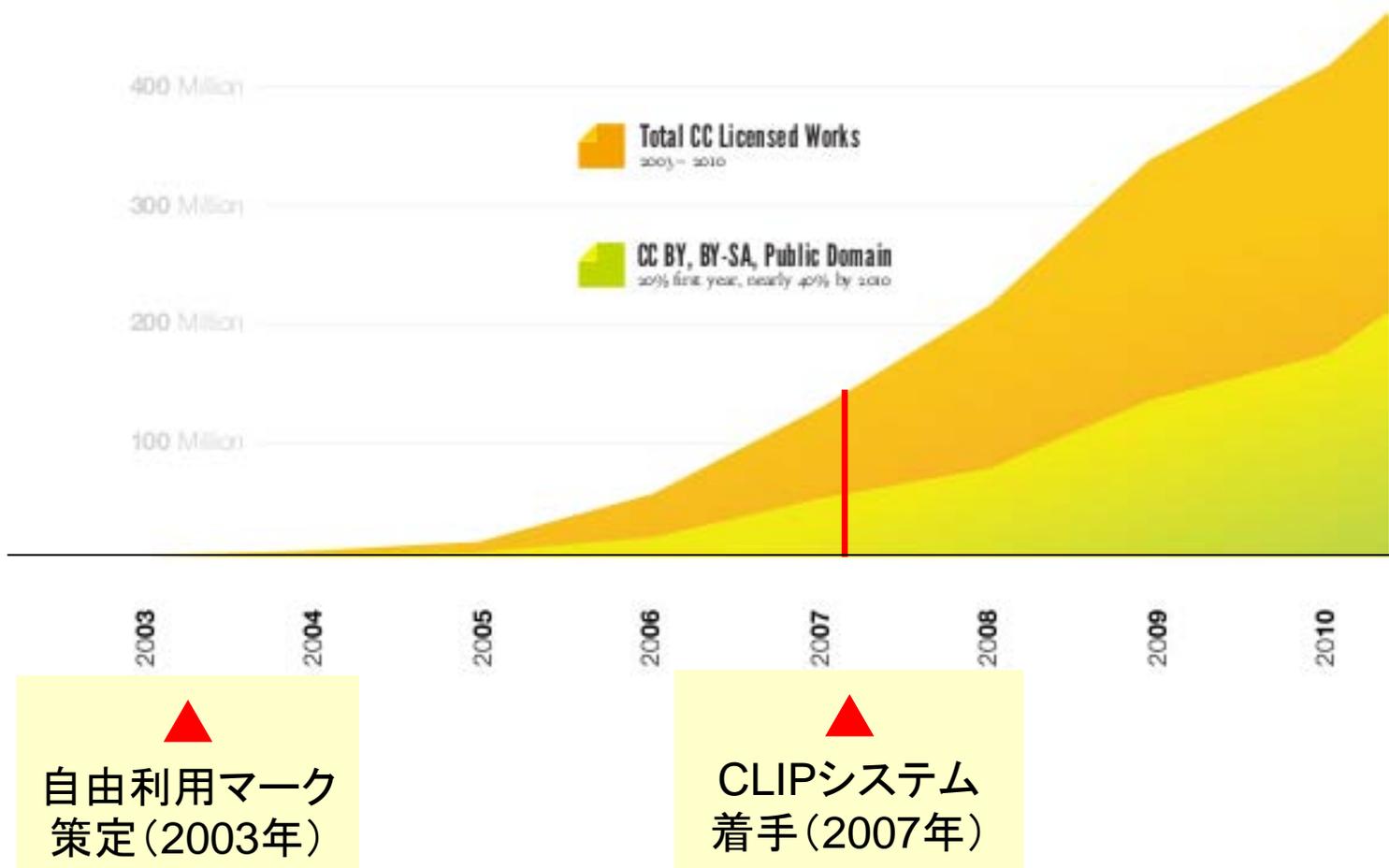
└ I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する

└ 4. 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境を整備する

└ (3) 一億総クリエイター時代に対応した創作活動を支援する

└ ② ネット上での意思表示システムを構築する

文化庁の意思表示システムの検討は、CCライセンスの普及時期に重なっており、CLIP構想を実行段階に移すべきか、難しい判断が求められていた



意思表示システムとは？

意思表示システムへのニーズ

調査研究委員会の結論

ヒアリングによって、公的機関、民間事業者の利用ニーズを把握

分類	公的機関	民間
プラットフォーマー (場の提供者) /エンドユーザー (利用者)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 <ul style="list-style-type: none"> - 京都大学 - 国立大学X ・美術館 <ul style="list-style-type: none"> - 東京都現代美術館 - 広島市現代美術館 - 目黒区美術館 ・山口情報芸術センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドワンゴ(ニコニコ動画) ・民間美術館X
クリエイター (コンテンツ提供者)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 <ul style="list-style-type: none"> - 団体A - 団体B - 鯖江市 	<ul style="list-style-type: none"> ・作田知樹氏 (Arts and Law代表理事/企業メセナ協議会)

サポート体制の充実、グローバルに通用することに対するニーズが高い。

項目	主な意見
意思表示システムの利用状況	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="472 375 1955 571">・ 最も普及しているCCライセンスが多く導入されている 「CCライセンスを使っているのは50カ国以上で使っていて、各国の政府でも使いやすいように運用されており、むしろ利用の方が自然だと思ったくらいであった」(民間美術館X)<li data-bbox="472 628 1955 828">・ 一方で、自前でガイドラインを策定している団体は意思表示システムに対する関心が薄い 「意思表示について検討していない。意思表示について考えている部局は無いと聞いている」(地方公共団体B)
意思表示システムに対するニーズ	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="472 863 1955 1006">・ CCライセンス利用者は特にサポート体制に対する満足度が高い 「ガイドライン策定時の弁護士によるサポートが非常に助かった」(東京都現代美術館、目黒区美術館)<li data-bbox="472 1063 1955 1313">・ 新たに導入されるものについては互換性、特に海外との互換は重要論点として挙げられる 「海外でも通用する仕組みであることが必要。本プロジェクトでは、日・英の標記をしており、グローバルに通用するCCライセンスを採用している」(山口情報芸術センター)

CCライセンスも一般的な認知度は高くない。CLIPシステムの利用意向は総じて低い。わかりやすい利用者視点での制度設計が期待されている。

項目	主な意見
既存の意思表示システムの認知、利用状況	<ul style="list-style-type: none">• ほぼCCライセンスのみが認知されているが、CCライセンスでさえも一般的認知に課題がある。 「CCライセンスであっても9割のクリエイターは認知していないのではないか」(ドワンゴ)
CLIPシステムの利用意向	<ul style="list-style-type: none">• 総じて利用意向は低い 「現実的に利用することは想定できない、特則をつけると運用が困難」(地方公共団体B)• 国内独自ライセンス制定に関する反対意見も多くある 「日本独自のライセンスは作らない方がいいのではないか」(鯖江市)
今後、意思表示システムに期待する要件	<ul style="list-style-type: none">• わかりやすい利用者視点での制度設計が期待されている 「このような検討を行う際には、管理よりも利用の観点を重視して考えたほうがよいのではないか。そうでなければ、結果として使われず、あまり意味のないものになってしまう」(京都大学)

意思表示システムとは？

意思表示システムへのニーズ

調査研究委員会の結論

福井健策弁護士を主査とする委員会を立ち上げ、意思表示システムのあり方をゼロベースで検討

(委員)

- | | |
|--------|--|
| 今子 さゆり | ヤフー株式会社 法務本部 知的財産マネージャー |
| ○河島 伸子 | 同志社大学経済学研究科 教授 |
| 野口 祐子 | 弁護士(森・濱田松本法律事務所)／クリエイティブ・コモンズ・ジャパン常務理事 |
| ◎福井 健策 | 弁護士(骨董通り法律事務所)／日本大学芸術学部客員教授 |

(オブザーバー)

- | | |
|-------|-----------------------|
| 尾崎 史郎 | 放送大学ICT活用・遠隔教育センター 教授 |
|-------|-----------------------|

(事務局)

- 文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室
株式会社野村総合研究所 ICT・メディア産業コンサルティング部

- ※ ◎は主査、○は主査代理
- ※ 委員は五十音順、敬称略

国内外の事例調査、オーラルヒストリー、ヒアリングなどの結果について、 4回の委員会で討議

回	開催日と主な議題
第1回	開催日：平成23年11月10日（木曜） ・本委員会の経緯・趣旨について ・検討内容について
第2回	開催日：平成23年12月15日（木曜） ・国内外における意思表示システムの取組事例 ・あるべき意思表示システムの検討 ・CLIPシステムの検討経緯
第3回	開催日：平成24年2月2日（木曜） ・CLIPシステムのデモ ・あるべき意思表示システムの検討（その2） ・政策評価の枠組みに沿った意思表示システムの評価（素案）
第4回	開催日：平成24年3月1日（木曜） ・あるべき意思表示システムの検討 ・各委員の意見集約結果 ・報告書の骨子 ・CLIPシステムの検討プロセスに係る考察

評価は、「政策評価に関する標準的ガイドライン」の枠組みに沿って実施

評価の観点	一般的な評価基準	CLIPシステムの評価ポイント
必要性	<ul style="list-style-type: none"> 政策の目的が、国民や社会のニーズに照らして妥当か、上位の目的に照らして妥当か。 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 意思表示システムは、上位政策・施策に本当に寄与するのか。 他の意思表示システムによる代替可能性等はあるか。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。 	<ul style="list-style-type: none"> システム構築フェーズだけでなく、実際に運用フェーズに移行した場合のトータルコストで再評価が必要。 他の意思表示システムの活用等により、効率性を向上できないか。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 自由利用マーク、クリエイティブ・コモンズ等の先行する仕組みから類推。
公平性	<ul style="list-style-type: none"> 政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし(本調査研究では対象としない)。
優先性	<ul style="list-style-type: none"> 他の政策よりも優先的に実施すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし(本調査研究では対象としない)。

意思表示システムの必要性は肯定されたものの、我が国独自の意思表示システムを作ることの効率性、有効性には否定的な評価

評価の観点	主な肯定的評価	主な否定的評価
必要性	<ul style="list-style-type: none"> 我が政府が、よりフレキシビリティが高く安定運用できる意思表示システムの独自開発に込めようとした理想は、高く評価できる。 CCライセンスより自由度の高い意思表示システムの存在意義はある(著作権者が一定の条件下で著作物の利用を認める意思があっても、その意思を伝えることができなければ、利用できない) 	<ul style="list-style-type: none"> CCライセンス等の他の手段で十分に代替できるため、独自のシステムを構築する必要は無い。 公的政策として新たなライセンスシステムを導入する必要性は低い
効率性	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 普及や運用サポートには大きな労力、コストが必要だが、予算措置の継続性は疑問。 他の意思表示システムの活用で、より低いコストで政策目的が達成されうる。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> よりフレキシビリティの高い網羅的なシステムを目指そうとした結果、CCなどとの互換性が犠牲となり、日本のコンテンツ・情報の海外発信に不安を残す。 複雑で相応のITリテラシーが必要。 行政機関等に対する普及啓発活動を相当行わないと、実際にはあまり利用されない可能性が高い。

委員会は、CLIPシステムは廃止し、民間の自主的な取組(CCライセンス等)を支援すべき、という結論に至った

	構成員A	構成員B	構成員C	構成員D	構成員E
総合評価	廃止すべき	廃止すべき	廃止すべき	廃止すべき	廃止又は見直すべき
あるべき意思表示システムとは	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい ・ 継続性がある ・ 普及している又は普及が見込まれる ・ グローバルに通用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい ・ 継続性がある ・ 普及している又は普及が見込まれる ・ グローバルに通用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい ・ 継続性がある ・ 普及している又は普及が見込まれる ・ グローバルに通用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい ・ 普及している又は普及が見込まれる ・ グローバルに通用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい ・ 継続性がある ・ 柔軟性がある ・ 利用目的を、教育や福祉に限定することができる ・ 普及している又は普及が見込まれる ・ グローバルに通用する <p>※全てを満たしたものが理想。しかし、「わかりやすい」と「柔軟性がある」とを両立することは困難。</p>
あるべき意思表示システムの実現方法	民間の自主的な取組(クリエイティブ・コモンズ等)を支援すべき	公的機関でも民間団体でもよいが、システムの継続性・持続性のほか、現在の著作物のグローバルな流通を見ると、既存のライセンスとの相互互換性を担保できるシステムであることは必要	民間の自主的な取組(クリエイティブ・コモンズ等)を支援すべき	民間の自主的な取組(クリエイティブ・コモンズ等)を支援すべき	意思表示システムに限った話ではないが、民間の自主的な取り組みで十分な場合は、公的機関が行う必要はないが、民間の取り組みでは不十分で、費用に見合う以上の効果が見込める場合は行政機関が主体となって取り組むことも必要と考える。